

令和2年5月8日
101会議室

令和2年第9回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和2年第9回立川市教育委員会定例会

1 日 時 令和2年5月8日(金)

開会 午後 1時30分

閉会 午後 2時59分

2 場 所 101会議室

3 出席者

教育長 小町 邦彦

教育委員 田中 健一 伊藤 憲春

嶋田 敦子 小林 章子

署名委員 田中 健一

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 大野 茂 教育総務課長 小林 直弘

学務課長 杉浦 丘美 指導課長 前田 元

統括指導主事 寺田 良太 生涯学習推進センター長 岡部 浩昭

図書館長 池田 朋之

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係 笹原 康司 柏崎 彩花

案 件

1 議案

- (1) 議案第30号 専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)
- (2) 議案第31号 専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)
- (3) 議案第32号 専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)
- (4) 議案第33号 専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)
- (5) 議案第34号 専決処分について(図書館の臨時休館について)

2 報告

- (1) 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- (3) GIGAスクール構想の国庫補助を活用した児童・生徒の1人1台パソコンの整備について

3 その他

令和2年第9回立川市教育委員会定例会議事日程

令和2年5月8日
101会議室

1 議案

- (1) 議案第30号 専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)
- (2) 議案第31号 専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)
- (3) 議案第32号 専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)
- (4) 議案第33号 専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)
- (5) 議案第34号 専決処分について(図書館の臨時休館について)

2 報告

- (1) 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について
- (2) 新型コロナウイルス感染症の対応について
- (3) GIGAスクール構想の国庫補助を活用した児童・生徒の1人1台パソコンの整備について

3 その他

◎開会の辞

- 小町教育長 ただいまから、令和2年第9回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に田中委員、お願いいたします。
- 田中委員 はい。承知しました。
- 小町教育長 次に、議事内容の確認を行います。本日は、議案5件、報告3件、その他は議事進行過程で確認をいたします。
次に出席者の確認を行います。大野教育部長、お願いします。
- 大野教育部長 本日第9回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、寺田統括指導主事、生涯学習推進センター長、図書館長でございます。

◎議 案

(1) 議案第30号 専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)

- 小町教育長 それでは、1議案(1)議案第30号、専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)、を議題といたします。
岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。
- 岡部生涯学習推進センター長 議案第30号、専決処分について、説明をさせていただきます。
専決処分書でございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分したものでございます。
内容につきましては資料の3枚目をご覧ください。
立川市地域学習館の臨時休館について。
理由、新型コロナウイルス感染拡大防止のため。
対象施設、立川市柴崎学習館、立川市砂川学習館、立川市西砂学習館、立川市高松学習館、立川市錦学習館、立川市幸学習館となります。
臨時休館とした期間ですが、令和2年5月6日までの休館を令和2年5月31日までに延長したものでございます。
休業する業務につきましては、館内及び敷地内の施設利用。
通常どおり行う業務といたしましては、施設利用に関する申請・相談業務、事業の企画・運営等の情報提供・電話相談・受付業務、施設維持管理業務となります。
周知に関しましては、館内及び市ホームページへの掲示となっております。
説明は以上のとおりです。よろしくご審議のほど、お願いいたします。
- 小町教育長 説明ありがとうございました。
これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。
はい、田中委員。

○田中委員 今ご説明いただいた方向で、立川市地域学習館条例第7条に基づく事案でございますので、承認よろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(1)議案第30号、専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第30号、専決処分について(立川市地域学習館の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(2) 議案第31号 専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1議案(2)議案第31号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第31号の専決処分について、説明をさせていただきます。

専決処分書にございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したものでございます。

内容につきましては次ページをご覧ください。

歴史民俗資料館の臨時休館について、でございます。

理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため。

対象施設としましては、立川市歴史民俗資料館、川越道緑地古民家園。

臨時休館とした期間としましては、令和2年5月6日までの休館を5月31日までに延長したものでございます。条例に規定された休館日を除いております。

休業する業務につきましては、館内及び敷地内施設での展示公開となります。

通常どおり行う業務は、埋蔵文化財包蔵地の照会や届出、指定文化財の保存や保護に関する文化財の電話相談、収蔵資料に関する閲覧、問合せ等、利用に関する業務となります。

周知に関しましては、館内及び資料館ホームページへの掲示となります。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今ご説明いただきましたとおり、承認をよろしくお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案(2)議案第 31 号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 31 号、専決処分について(立川市歴史民俗資料館の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(3) 議案第 3 2 号 専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1 議案(3)議案第 32 号、専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第 32 号の専決処分について、説明をさせていただきます。

専決処分書でございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたものでございます。

内容につきましては資料の 3 枚目をご覧ください。

立川市学習等供用施設の臨時休館についてでございます。

理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため。

対象施設は、立川市滝ノ上会館、立川市こんびら橋会館、立川市高松会館、立川市若葉会館、立川市こぶし会館、立川市羽衣中央会館、立川市天王橋会館、立川市柴崎会館、立川市さかえ会館、立川市西砂会館、立川市上砂会館となります。

臨時休館とした期間は、令和 2 年 5 月 6 日までの休館を令和 2 年 5 月 31 日までに延長したものでございます。条例に規定された休館日を除いております。

休業する業務につきましては、館内及び敷地内の施設利用。

通常どおり行う業務といたしましては、施設利用に関する申請・相談業務、施設維持管理業務となります。

周知といたしましては、館内及び市ホームページへの掲示となっております。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 本条例第 4 条の 2 の規定に基づき、承認されるよう、よろしくをお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案(3)議案第 32 号、専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)、は提案のとおり承認するこ

とにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 32 号、専決処分について(立川市学習等供用施設の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(4) 議案第 33 号 専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1 議案(4)議案第 33 号、専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)、を議題といたします。

岡部生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○岡部生涯学習推進センター長 議案第 33 号の専決処分について、説明をさせていただきます。

専決処分書でございますように、立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したものであります。

内容につきましては資料の 3 枚目をご覧ください。

立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館についてでございます。

理由としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため。

対象施設は、立川市林間施設。

臨時休館とした期間は、令和 2 年 5 月 6 日までの休館を令和 2 年 5 月 31 日までに延長したものでございます。条例に規定された休館日を除いております。

休業する業務につきましては、館内及び敷地内の施設利用。

通常どおり行う業務につきましては、電話による受付、問合せ等の業務、施設維持管理業務でございます。

周知につきましては、市ホームページへの掲示でございます。

説明は以上のとおりです。よろしくご審議をお願いいたします。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ただいまご説明がありました。ご説明のとおり承認されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1 議案(4)議案第 33 号、専決処分について(立川市林間施設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第 33 号、専決処分について(立川市林間施

設 八ヶ岳山荘の臨時休館について)、は承認されました。

◎議 案

(5) 議案第34号 専決処分について(図書館の臨時休館について)

○小町教育長 続きまして、1議案(5)議案第34号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、を議題といたします。

池田図書館長、説明をお願いいたします。

○池田図書館長 それでは、議案第34号の専決処分につきまして、ご説明いたします。

図書館条例第6条の、ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館日を定めることができる、の規定に基づき5月6日までの臨時休館を5月31日まで、中央図書館及び地区図書館全館において延長することを立川市教育委員会教育長事務委任及び代理規則第3条第1項の規定に基づき、専決処分を行ったものであります。

今回の臨時休館の延長は、来館を伴う図書館サービスを制限し外出の機会を減らすことで新型コロナウイルス感染拡大を防止し、利用者及び職員への影響を最小限とするための措置であります。先回の延長後に電話によるナクソス・ミュージック・ライブラリーのID・パスワード発行など、来館を伴わないサービスを追加しております。臨時休館を延長することでご不便をおかけいたしますが、来館を伴わないサービスの検討を今後も進めてまいります。

なお、周知方法につきましては、館内及び市・図書館ホームページへの掲示をいたします。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 本条例第6条の規定による事案でございますので、承認されるようお願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。それではお諮りいたします。1議案(5)議案第34号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○小町教育長 異議なしと認めます。よって、議案第34号、専決処分について(図書館の臨時休館について)、は承認されました。

◎報 告

(1) 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について

○小町教育長 続きまして、2報告(1)令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、を議

題といたします。

前田指導課長、説明をお願いします。

○前田指導課長 令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、ご説明申し上げます。

3月19日に開催されました第6回定例会におきまして、基本方針を決定していただいたところでございます。本日はその採択に係る大まかな日程について、裏面にお示しをさせていただいております。裏面をご覧ください。裏面をご覧ください。

現在5月8日でございますけれども、4月に校長会に対しまして大まかな採択の全体スケジュールを説明し、調査研究部会の会員となる教諭の推薦を依頼しております。また、4月17日を締切としまして市民公募委員の募集をさせていただき、現在、市民委員及びPTAの推薦委員の選定を進めております。今後、そちらにお示ししたとおり、7月の下旬を目途としまして報告書を取りまとめ、その報告書に基づいた検討を行っていただけるよう準備を進めていく予定でございます。

また、別紙に教科用図書検定結果についてまとめさせていただきました。

この中で社会科の公民的分野の中にごございます自由社という会社がございます。この会社に関しましては、見本本の送付について、小さな発行社であるため5セットしかできないというような回答をいただいております。本市は学校の規模から9セットの見本本の送付、最大で9セットまで認められる地域でございますけれども、自由社に関しては発行者の規模から、5セットまでしかお送りすることができないという回答をいただいております。また、都の採択の手引きの中で、そうした発行者に対して見本本の送付を強要することがないよう努めるようにという文言がございまして、5セットではなかなか厳しいですが、というようなところもお伝えしたのですが、自由社のほうから、何とか5セットというようなところございました。ですので、その5セットの使い方というのを工夫しながら採択に向けて分析、研究が進められるよう工夫して取り組んでまいりたいと考えております。

報告については以上でございます。

○小町教育長 報告ありがとうございました。

これより質疑に移ります。報告内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今ご説明いただいた方向で、令和3年度使用中学校教科用図書の採択の日程でお進めいただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。そのうえで4点ほどお尋ねしたいと思っております。

まず1点目ですが、採択の日程についてでございます。今般の新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言、この延長に伴って都立学校対応についての通知が令和2年5月5日、東京都教育委員会の藤田裕司教育長名で発出されました。今後このコロナ対策の状況によっては採択の日程等が変更されることはございますか、これが1点でございます。

次に各会長の決定についてでございます。選定検討委員会長及び調査研究部会長の決定に

については、指名制になるのか、あるいは合議制で決定されるのか、お尋ねしたいと思います。

2つ先にお尋ねして、引き続きお伺いしますのでよろしくお願ひいたします。

○小町教育長 前田指導課長、お願ひします。

○前田指導課長 まず1点目でございます。採択の日程についてでございますが、本日の時点で変更等は想定していないところでございます。ただ今後、感染状況がより深刻な状態となり、教員同士が集まるということさえ難しいというような段階になった折には、日程の変更等、検討せざるを得ないと考えておるところでございますが、現時点で8月末までに採択を終えるという文部科学省並びに東京都の方針の変更は示されておりませんので、8月末までに採択を終えられるように、ただいまお示した日程を進めていきたいと考えておるところでございます。

続きまして各会長の決定でございますが、選定検討委員会の会長につきましては、その会員による合議の中で選定を進めておるところでございます。また、調査研究部会につきましては、教員たちを取りまとめる部会でございますので、中学校長会並びに小学校長会のほうに適任となる校長先生を推薦いただいて、その先生が取りまとめ役となって各教科の調査研究を進めていただき、その調査研究結果を選定検討委員会のほうにご報告いただくというような形で進めさせていただいておるところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございます。よく分かりました。

次に2つほど重ねて質問を申し上げます。まず教科書調査研究資料、中学校についてでございます。これについては東京都教育委員会による教科書調査研究資料(中学校)版、これが日程的に本市教育委員会に届くのはいつ頃になりますか。また、教育委員が閲覧できるのはいつ頃になりますかということでお尋ねします。

もう1点ですが、採択にあたっては国語から特別の教科 道徳まで、10教科16種目ございます。そこで各中学校へこの教科書見本の巡回と当該校の教員の調査研究の開始はいつ頃になりますかということでお尋ねします。よろしくお願ひします。

○小町教育長 前田指導課長、お願ひします。

○前田指導課長 まず都の調査研究資料が取りまとめられる時期でございますが、きょうの時点で、いつまでに取りまとめるという都からの情報はございません。が、昨年度の事例に基づいてお答えいたしますと、昨年度6月末に私どものほうに調査研究資料のほうはまいりまして、その後すぐに教育委員の皆様にご覧いただけるように体制をつくらせていただいたというふうに記憶してございます。今年度も東京都の日程が昨年度に準ずるものであれば、同様なスケジュールで進めてまいりたいと考えておりますし、現時点ではまだ分かりませんので、来次第できる限り迅速に教育委員の先生方にご覧いただけるような体制をつくりたいと考えておるところでございます。

また、各中学校への教科書見本の巡回でございますけれども、本日の時点では6月上旬からというのを目途として準備をさせていただいているところでございます。展示の開始予

定が6月上旬でございますので、そこに向けた展示を予定しています。

また、各中学校の見本本の貸出と教員へのアンケートの実施でございますが、届き次第でございますけれども、貸出期間を5月15日からスタートできればということで今、教科書の見本本の整えをさせていただいているところです。今年度は中学校全体を2グループに分けて、中学校で学校数が昨年度よりも半分になりますので、ややゆとりをもった形で7日間程度で各学校にお示しできるように、そのようなスケジュールを今検討しておりますのでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 最後に提言でございます。各中学校教員による調査報告についてでございます。

昨年度は小学校教科用図書に対する各学校による調査報告書が19校中、わずか数校のみの提出だったんですね。学校代表による調査研究部会が進めているからよいという、そんな声も聞こえてまいりました。したがって、その意味では特に中学校は教科担任制でありますから、今年度は9校全ての学校から調査報告が提出できるよう指導課が中心となって指導、啓発を図ってはどうかという提言でございます。それが結果として立川の、そしてまた国の未来を担う生徒一人ひとりに応える教員の責務ではないかと、そう思います。どうぞよろしく願いいたします。

○小町教育長 前田指導課長、お願いします。

○前田指導課長 今現在、昨年度よりもさらに踏み込んだ表現で、採択の際の参考とさせていただくので、アンケートではあるけれども是非ご提出いただいておりますので、お声を聞かせていただきたい、というようなことを下線を引いて強調するような形で各学校に周知できるように考えておりました、昨年度よりもより多くの先生方の声というのをいただけるように努めていきたいと考えています。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 是非、先生方のそういう生の声、しかも教科担任制ですので、しっかりとした研究をした、そんなアンケートをしっかりと読み込んで採択に臨みたい、そう思いますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(1)令和3年度使用中学校教科用図書の採択について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(2) 新型コロナウイルス感染症の対応について

○小町教育長 続きまして、2報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、を議題といたします。

小林教育総務課長、説明をお願いいたします。

○**小林教育総務課長** 新型コロナウイルス感染症の対応について、ご報告させていただきます。

本日配付いたしました新型コロナウイルス感染症の対応について、右上の番号が①となっている資料をご覧ください。立川市新型コロナウイルス感染症対策本部の令和2年4月24日から昨日開催されました5月7日までの開催状況につきまして、第20回から第23回までの計4回につきましてご報告をいたします。

第20回は4月24日に開催いたしまして、新型コロナウイルス感染症に関する広報たちかわ臨時号の発行の準備を進めること。また、小中学校について、東京都教育委員会からの依頼に基づき、5月7日、8日を休業とすることを決定いたしました。

第21回につきましては4月28日に開催いたしまして、市主催のイベント等を5月31日までの期間は中止または延期とすること、公共施設等についても、5月31日までの期間は利用を休止・制限すること。また、小中学校の臨時休業期間を5月31日まで延長し、期間中の過ごし方などの取扱いについて決定いたしました。

第22回につきましては5月5日に開催いたしまして、特別定額給付金の給付事務を行うプロジェクトチームを設置すること。また、職員の勤務体制について、感染予防と健康管理に留意したうえで、二交代制勤務から時差出勤等を軸とした勤務体制に変更することを決定いたしました。5月11日から適用することといたしまして、私ども教育委員会事務局の管理職におきましても、在宅勤務ではなく時差勤務を活用しながら出勤いたします。

最後になります。第23回につきましては昨日の5月7日に開催いたしまして、東京都における緊急事態措置等の期間延長を受け、学校におけるガイダンス日の対応方針を決定したこと。また、融資や生活支援の貸し付け等を受ける場合に必要な住民票の写し等の証明書について、交付手数料の無料化について検討を行ったところでございます。

報告は以上でございます。

○**小町教育長** 杉浦学務課長。

○**杉浦学務課長** 続きまして資料②になります。「東京都家庭学習通信環境整備支援事業補助金」と「東京都オンライン学習環境整備支援事業補助金」を活用した要保護・準要保護世帯の支援についてご説明をさせていただきます。

臨時休業中の児童・生徒のオンライン学習を支援するため、要保護・準要保護世帯に同補助金を活用してモバイルルータの貸与、また学校に配置している端末の家庭学習用端末への転用を実施する準備を進めているというものです。

目的としましては、文部科学省のホームページ「子供の学びサイト」等に掲載されている教材や動画を活用した学習等、また調べ学習をまとめるもの、教科書発行者や民間事業者が提供する動画を活用した学習等を想定しております。

補助のスキームとしましては、ネット環境の整っていない児童・生徒の世帯に市が通信環境、モバイルルータを整備する費用を補助するもの、これが上限1万円となっております。補助対象世帯数は児童・生徒の20%を上限とする。データ通信料については、月額5千円を6か月となっております。また、家庭学習用に使えるように市所有のパソコンの設定変更を

する費用として10分の10補助が用意されております。

本市の対応としましては、これらの都の補助を活用してモバイルルータを、ここでは購入又はレンタルと書いておりますが、基本今、レンタルを想定しておりますけれども、それを要保護・準要保護世帯に貸与する。通信容量は補助金の範囲内とする。通信環境が無くパソコン等もない要保護・準要保護世帯については市の所有パソコンを併せて貸与することを想定しております。貸与期間は6か月と考えております。

補正予算の額としましては、ルータの貸与対象世帯数について、令和2年度の就学援助対象者数がまだ決まっていないことから、昨年度データで推計して予算を計上しております。ネットワークの整備費が1万円×1,300世帯で1,300万、通信費が3,900万、そして設定の変更委託費が600万ということで合計5,800万円を計上しているところです。

裏面には、5月7日に都の補正予算で、区市町村が貸し出すパソコンを使っても足りない部分について、都がパソコンを用意して貸し出すことができるという補助金が新たに追加されております。現在その内容については確認中でございます。

また、各家庭の通信環境調査を行いまして、その結果を一覧にまとめました。この調査につきましては4月23日から5月6日まで、各家庭にメールで案内をして回答をしていただいたものです。この中で回答率が90.5%となっておりますけれども、子どもが使うパソコン・タブレットがあるご家庭が73.4%、インターネット環境があるのが95.9%、非常にこの率が高いですけれども、Wifiの環境がないご家庭が4.1%、容量制限があるご家庭が10.3%という数値が出ております。ここで私どもが想定している要保護・準要保護世帯の家庭の分については十分足りるというふうに現在考えているところです。以上になります。

○小町教育長 前田指導課長、お願いします。

○前田指導課長 それでは資料③をご覧ください。臨時休業期間の延長に伴って各学校に周知いたしました内容について、ご説明申し上げます。

5月31日までを臨時休業期間として延長いたしました。その中で、これまでは4月中は相談日ということで各学校で工夫をしながら子どもたちの見守り、あるいは接点を保とうとしてきたわけですが、今回の延長にあたっては「ガイダンス日」ということで設定を変えたところでございます。このガイダンス日については、週1回、1単位時間程度の実施を想定してございます。段階として2段階を考えました。

5月11日からの週については、主として健康確認、そして学習課題を配布する週と位置付けました。子どもたちの中で来校できる子どもたちに対しては来校を促し、子どもたちの顔を教員が直に見て健康確認をするとともに、延長される休業期間中の学習課題を直接手渡しをする、そういった週として位置付けております。また、配布する学習課題に関しては、配布が完了しました教科書を活用した学習課題を配布し、子どもたちが計画的な学習を進められるように対応していくということで指示をしておるところでございます。

また5月18日からの週については、その取り組んだ学習課題の提出あるいは学習の相談、主に健康確認を中心としながらそういった週として位置付けました。この18日からの週に関

しては、毎週、児童生徒全員の健康確認をする日ということを学校の一番大切な業務内容の一つとして提示しておりまして、来校することができて顔を見ることができた児童生徒はまあいいんですけども、なかなか様々な状況が、あるいはご家庭のお考え等で来校できない子どもたちの中にはいるかもしれませんので、そういったご家庭に対しては家庭訪問であるとか、少なくとも電話で子どもたちの健康確認をしっかりとっていく、さらには学習相談にも乗ってあげられるようにしよう、というようところで考えてございます。

ガイダンス日であって登校日ではございませんので授業日数とは考えておりません。当然、休んだ場合も欠席扱いにはなりません。これらについて既に各学校のホームページ等で周知が始まっているところでございます。実際、子どもたちが学校に来校する場面が想定されますので、子どもたちには検温と手洗い、マスクの着用をお願いしていくとともに、学校においてもソーシャルディスタンスであるとか、3密を避ける、部活動は当面の間中止というようなことを含めて対応を求めているところでございます。

また、臨時休業期間の延長に伴って、教育課程の再編成が改めて必要になりましたので、裏面に教育課程の再編成について取りまとめました。再提出日を6月10日として各学校には再編成を依頼しているところです。大きな点としましては、夏季休業・土曜日等の取り扱いとして、夏季休業期間の変更を示しました。7月末までを授業日とし、8月の最終週も授業日とするというようことで授業日数の確保等を図り、未履修を防げるように、そういった教育課程の再編成を依頼しているところでございます。

併せて、2か月間におよぶ臨時休業期間に伴って、年度当初想定していた学校行事を予定どおり全て行うことが難しい状況になってまいりましたので、各学校行事の捉え方として、実施に向けて努力を継続していくもの、中止とする可能性があって、各学校で足並みを揃えていただいた上で判断をしていくもの、さらには市の事業について調整・検討するものというようことでお示しをさせていただきました。

説明は以上でございます。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 ご説明ありがとうございました。私のほうから御礼とあわせて意見を申し上げます。昨日7日現在で新型コロナウイルス感染症の対応を含めて、教育委員会から発出されたメールは実に9回にわたっています。14件の文書が私どものほうに送ってこられました。改めて小町教育長、大野教育部長はじめ事務局の方々に御礼を申し上げたいと思います。誠にありがとうございます。

続いて意見でございます。東京都における緊急事態措置等の期間延長を受けての対応策でございます。第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料の5月7日の教育部発出の対応案でございます。私はこの案でよろしいと思いますね。理由といたしましては、図書館、博物館、学校のそれぞれの対応策が示され、かつ5日付で教育委員に発出された図書館、博

物館、学校の対応策についての意見、これを求めておられます。その回答をきちっと示されたことは非常に大事なことだなど思っております。そのことが結果として事務局と教育委員との信頼関係の基盤になると、そのように考えているところでございます。

続いて杉浦学務課長にお尋ねします。2点質問をさせていただきたいと思っております。本市では、通信環境が無くパソコン等も無い要保護・準要保護世帯に、市所有のパソコン等も併せて貸与する、こういうふうに記載してございます。これに伴って初期化とモバイルルータの貸与を整備するための見通し、ロードマップはどのようになっていますかということでございます。

もう1点、本市の対応の4つ目をご覧ください。先ほども説明がありましたが、「貸与期間は6か月とする」。そうなりますと、その後の対応はどうなるのかなということ考えています。つまりメンテナンスを含めた対応はどのようになっているのか、その辺りの説明をいただけるとありがたいなと思っております。以上2点、まずお願いいたします。

○小町教育長 杉浦学務課長、お願いします。

○杉浦学務課長 ご質問いただきました1点目、パソコンを初期化して貸与するところの見通しですけれども、現在、予算化をしたところではありますけれども、事業者に見積等をとって、その部分が確保できるかどうかの確認作業を行っているところです。時期については、まだはっきり申し上げられる状況ではございませんけれども、今その対応を進めているところでございます。

2点目のモバイルルータ対応期間6か月ということで、これは都の補助金の上限でもございますけれども、都の補助金では購入又はレンタルということで、現在、事業者を確認すると購入できるものはまずなく、レンタルを想定して進めているところです。この補助金についてもコロナによる学校休業中の対応ということですので、その時期を基本的なものと考えております。その後、GIGAスクール構想に基づいて導入を進めるにあたって、ともに検討していきたいと考えております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 最初の質問に対して、予算化含めて見積等をとって確認作業を進めていると、そういう説明がございました。この確認作業も含めてこのロードマップがどのようになっているのか、その辺りもう少し具体的にお尋ねしたいと思っております。

あと2番目の質問に対して、貸与期間6か月についてもレンタル含めて検討されているようですが、実際、レンタルがよろしいのか、あるいはある程度購入するのがいいのかも含めて、その辺りもう少し具体的に説明いただけるとありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 具体的なロードマップというところではありますけれども、正直、期限については明確には申し上げられないところではありますけれども、見積りをとって手配ができることが確認でき次第、契約の手続きに入っていきたいと思っております。

また、ルータに対して購入もしくはレンタル、どちらがいいかということですが、今の社会状況ですと購入で入手することは、ほぼ難しいというのが正直なところですが。購入すればその後使えるということも、想定はありますけれども、現状では可能な範囲でレンタルを想定して進めさせていただいているところです。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今後進めていく中で、より具体的に最適な方法が見えたら、そのつどご報告いただけるとありがたいと思います。よろしく願い申し上げます。

最後に、前田指導課長に質問と提言をさせていただきたいと思います。

まず質問でございます。教育部指導課から発出された「市立小・中学校の臨時休業延長について」でございます。1番の臨時休業の延長から6番の教育課程再編成について、それぞれ非常に具体的に取組が示されてございます。改めてこのような具体的でかつ適切な対応について高く評価しているところでございます。ありがとうございます。

その中で特に伺いたいのは、夏季休業・土曜日等の取り扱い、各学校行事の捉え方、立川市の事業について、協議、検討がなされているのかどうか。つまりこの文書については、小中学校校長会と十分すり合わせをされているのですかということで、今申し上げた夏季休業、土曜日等の取り扱い、各学校行事の捉え方、立川市の事業についての協議、検討については、校長会とのすり合わせはどのようになってございますか、それについて伺います。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 この臨時休業期間の延長の対応につきましては、4月8日以降、両校長会長と、直接学校をお邪魔したり、ゴールデンウィーク前に電話連絡を頻繁にとりながら、どのような想定ができるのかということで繰り返し進めてまいった、対応について共に検討してまいったところでございます。

その中で特に夏季休業及び土曜日等の取り扱いについては、各学校の3月末にご提出いただいている教育課程の授業時数等を繰り返し見ながら、どのような対応が最も未履修を防ぐことができ、かつ今後についてのある程度のゆとりと言いますか、今後第2波、第3波を想定したときに、まだ調整ができるような余力を残した形での再編成となるようにということで、繰り返しシミュレーションについて話し合いをさせていただいた上で、今回、7月いっぱい8月の最終週を授業日とする、というところはもうやむを得ない状況であるというところを共通認識した上で、お示しさせていただいているところでございます。

また、学校行事については、特に子どもたちの思い出として宿泊的行事に関しては何としても実施させてあげたいというところは、共通認識をもってこれまで取り組んできたところでございます。一方、「実施可否については、校長会に調整を依頼」とありますものは、各中学校の中で、例えばある中学校は日程がたまたま後半だったから道徳授業地区公開講座ができて、ある学校はたまたま1学期に設定してしまったから道徳授業地区公開講座ができなかったというようなことが発生した場合に、本市全体、道徳を軽視しているわけではありませんで、実施できなかった、できたというような足並みがずれるということを避けたいとい

うところから、中学校長会、小学校長会としてそれぞれ今年度の学校行事として、例えば道徳授業地区公開講座を実施の方向で進めるのか、あるいは中止の方向で進めるのか、小学校全体で揃えていただきたい、中学校全体で揃えていただきたいというところをお願いを申し上げて、調整を依頼しているというようなところでございます。

当然それにあたっては都教委とも情報共有しまして、教育課程の状況、本市の状況という中でそのような対応を検討していくということの了承を得た上で各学校には相談しているわけですが、そういった中で現在、小学校長会、中学校長会が子どもたちの未履修を防いだ上で、子どもたちの潤いとしての学校行事もしっかり残しながら、どういう調整ができるかというところで検討をさせていただいているところでございます。

そういった意味において十分な校長会とのすり合わせができたかどうか、十分かどうかというのはちょっと自信はありませんけれども、繰り返し校長会と相談しながら、今できる精一杯として取りまとめさせていただいたものだというふうには申し上げられようかと思っております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 校長会とのいろいろな検討、すり合わせをされる中で、土曜日等の取り扱い、この「等」については、例えば日曜日であるとか、あるいは祝日であるとか、そういうことについて話が出ましたかということが1つ。

あとは教育課程編成については学校の校長の教育課程編成権に基づいて行うわけですが、実は中学校の場合ですと1単位時間が50分、小学校は45分と。そういう中で小学校の場合も土曜日行うときに、45分授業でやりますと4コマとれるんですね。そうすることによってかなり柔軟な対応、これは国も認めているわけですが、その辺りは話題に出ませんでしたかということです。その辺りはいかがでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 土曜日等とさせていただいておりますのは、学校行事の中止等も含めて検討していただくこととなりますので、その結果、振替休日等への対応というのが当然出てこようかというようなところで等という表現をさせていただいているところでございます。

また一方で45分授業、中学校における45分授業というのは、現時点でいつから全ての時間の授業は実施できたかというところで、それがずれなければ有効な手になり得るというふうに考えておるのですが、今回これをお示しする際には、今もそうなんですけれども、今後もしかしたら第2波がくるかもしれないというようなことを想定した折に、50分授業を45分にするということは、より複雑な時数計算が必要になってまいりますので現時点ではそれは考えずに、50分の1単位時間でどこまでできるかというところで今回は試算をして調整を図っているというところでございます。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 今の前田課長の考え方ですと、例えば小学校の場合の年間標準授業時数、例えば小学校6年生ですと1,015時間ですね。そうすると夏季休業中及び土曜日の授業等含めて

1,015時間の確保はある程度できるとお考えでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 具体的な時間数値についてふれるのはこの場では控えさせていただければと思っていますのですけれども、限りなく1,015を死守できるような形で各学校、準備を進めているところが申し上げられるかというふうに思います。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 分かりました。これは非常に微妙なものですから、こうですと言い切れないのですが、私もいろいろ調べて時数をカウントしましたらば、今のままでいくと95%ぐらいは確保できるのではないかと、そのように考えているところでございます。非常に説明しにくいことを説明していただいて、感謝申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

あと、提言でございませう。学校の対応については具体的に10項目示されているんですね。非常によく丁寧に示されているなということに感謝しております。しかしながら、全国で児童・生徒の自転車等の事故が3月から4月下旬で181件発生しています。これは昨日のNHKのニュース番組で報道しておりました。その中で死亡した事故も起きております。また、医師や看護師の子どもさん、この方々が差別的な発言を受けている、そういう問題も増加しているようです。さらに、子どもが一人で留守番をしている家庭に不審者が侵入した事件などが新聞あるいはテレビ等で報道されております。改めて子どもの安全・安心の確保のためにも、教育委員会から学校側への注意喚起と対応について指導されてはいかかでしょうかという提言でございませう。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 貴重なご示唆をいただきましてありがとうございます。ガイダンス日等通じて、また学校ホームページ等も活用して子どもたちの、それこそ日々の学校生活が今できない状態でございますので、家庭での生活、地域での生活、より安全に過ごせるように注意喚起してもらえるように働きかけていきたいと思ひます。ありがとうございます。

○小町教育長 ほか、ございませうか。嶋田委員。

○嶋田委員 日々めまぐるしくいろいろな要望が寄せられる中、本当に丁寧に対応してくださっていると思ひます。ありがとうございます。今回の休業とかガイダンス日をいち早く設定して下さったことも保護者として大変助かっています。来週からガイダンス日が始まるわけですけれども、今、田中委員からもありましたけれども、やはりいろいろな問題を抱えている子、これまでは心配なかったような、部活動や学校行事やいろいろ積極的に頑張っていたような子どもでも、今までになかったような不安感とか無力感とか、もっと深刻な絶望的な気持ちを抱えているような子どもも、もしかしたらいるかもしれないので、丁寧に先生方には見ていただきたいなと思ひます。

ガイダンス日が週1回ということですが、やはり家にいるのが辛い子ども、中にはいると思うので、3月にやっていたように、図書室だとか校庭だとか、場合によっては保護者とか地域の方にお手伝いをお願いして、開放していただくということはできな

いでしょうか。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 ガイダンス日を週1回ということで設定させていただいているわけですが、基本的にそこに流れている思いといいますのは、子どもたちに対して、何とかして学校として、子どもたちに向けて手を伸ばしているという姿勢をきちっと示してあげたいというところで、各校長とも共通理解をして設定させていただいているところがございます。でするので、例えば本当にその子がピンチのときに、学校にSOSを求めて来たときに、「君、きょうガイダンス日じゃないから」、そんな対応は絶対させないように指導をしているつもりでございますし、各学校もそのつもりで、電話でも何でも、本当に困ったらいつでもおいでという姿勢で構えてくれているものと思います。

また、委員がおっしゃられた子どもたちの居場所というところも、何とかしなければいけないとの思いはあるのですけれども、今回延長された措置も学校施設利用の制限というものがまだ継続されている中で、大きな形で開放していくということはなかなか難しい状況にまだあるというところでご理解いただければと思いますけれども、困っている子どもたちの助け方の工夫というのは様々な形ができますので、各学校において、そういった困っている子どもたちへの支援という形での取組というのは個別に行って、工夫を求めていけたらと考えておるところでございます。

○小町教育長 嶋田委員。

○嶋田委員 ちょっと安心しました。よろしく願いいたします。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 様々な努力とご説明ありがとうございます。私は全面的に皆様のやっつけらっしゃることは信じているという前提でお話を聞かせていただいております。今までのところで細かいところで少し気になったところがありますけれども、手洗いをよくやりましょうという場合に、よく洗ってよく拭いてという状態は、ハンカチでは足りないの、やはりタオル等の持ち込みは指示されているのかということと、換気をするということになると、日によって結構風が強かったりして寒かったりすることもありますので、一枚よけいに持ってきて脱げるときには脱ぐとか、そういう指示というのはあるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 こちらの本日お示しした文書の中ではそこまで細かな点についてはふれておりませんので、今ご指摘いただいた部分に基づいてすぐ情報提供させていただいて、週明け各学校に働きかけたいと思います。

○小町教育長 ほかに、ございますか。小林委員。

○小林委員 資料①のところですが、これは先ほど田中委員もおっしゃったようにメールが9回届きましたし、文書も十数件見せていただきまして、でもその中で自分も混乱してまいりまして、こういうふうにとまとめたので自分の中で整理ができました。ありがとう

ございました。資料②のところですが、ホームページを見ますと、一番最初に通信環境調査というのがありまして、今はもうなくなっているようですけれども、データをとっているんだなと思いながら見ていたのですが、これの目的ですけれども、現在の状況を把握するためということですので、立川の各家庭の通信環境がどうなっているかということ調べているのだと思います。その結果を見せていただきますと、回答率が90.5%になっています。これはどういうふうにアンケートをとったのか、ホームページだけなのか、アナログ的に何か紙でやったのか、細かいとり方を教えていただけたらと思います。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 アンケートのとり方ですけれども、各学校から学校メールで保護者の方に、このようなアンケートを行いますのでご協力くださいというご案内をさせていただきまして、そこからホームページにあるアンケートについて回答していただくという方法をとらせていただきました。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 学校メールはつまり全員に届くということで、アンケートに答えたのは全員ではなかったということですよね。このままで、回答率90%で終わらせてはいけないと思うんですね。現実、立川の子どもたち全部の家庭の状況を把握していることによって今後の対応だの、Wifi環境だのの支援ができるんだと思いますけれども、この回答が来ないところの部分を何とかして調べるという方法をとっていただきたいなと思っています。実際にどこかで何をというのが必要になってくると思いますので、今のうちにやっておいたらいいのかなと思いました。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 確かに全員の回答ではないということで、可能であれば全ての状況を把握したいと思っているのですが、今回はあくまでも簡易的にホームページ上からとったアンケートで、個々の細かい状況を誤ってとられている保護者もいらっしゃる場合もあるかと思えます。例えば、質問の中で、子どもがつかうパソコン・タブレットはあるか、ときいている内容についても、例えば、ご兄弟が4人いらっしゃる時にお一人ずつ使えるものを問うているのか、そうではないか、いろいろな状況によって異なってくる部分はあると思いますので、今回はアンケート上では90%のご回答をいただきましたけれども、実際ルータを配布したりですとか、今後想定しています端末の導入にあたっては、より詳しい状況を把握するための対応をとっていく必要があるかと思っております。

○小町教育長 小林委員。

○小林委員 確かに私もそう思いました。「子どもがつかうパソコン・タブレットはありますか」、親のはあるけれど貸してあげないみたいな人もいるかもしれませんし、子どもが自分のものを持っているとか、家族共用とか、そういういろいろなとり方があるなと思いました。データとしては実態が少し分かってきたということで、いい資料かと思います。

次に資料③のところですが、ガイダンス日という設定で、ホームページを見せていただい

たら本当に学校によってもいろいろなパターンがありまして、こういうデータをいただいたのでいろいろなパターンで行われているんだということが分かります。教室のところもあれば、昇降口というところもあれば、校庭というところもあれば、体育館というところもありましたけれど、多くの人が集まるということのを避けている工夫をされていますが、相談日ですと個々に対応するみたいな感じだったと思うのですが、今回、各教室に集まって少人数で何かを伝える、渡すというような環境にあって、これはとてもいいことだと思いました。

子どもたちは連休が明けるまで我慢すれば学校に行けると思っていたかもしれませんが、それが期待がはずれて長く延びてしまったということで、がっかりしている子どもたちもおるかと思います。学習の支援ということはもちろん大事ですけれども、子どもたちのモチベーションというか気持ちの面で、学校が援助してあげてほしいなと思いますので、こういうふうに友達と少数ででも集まって学校に居られるということが子どもたちにとってはうれしいことだと思います。

そしてお願いしたいのは、子どもたちの気持ちを、モチベーションを上げるような言葉かけを是非、先生方にお願いしたいと思います。コロナに対してどういう注意をしなければいけないか、一人ひとりが努力をすればそのコロナに打ち勝てるというような、うまく私は表現できませんけれども、そういうような言葉かけを、勇気づけるということをしていただきたいなと思います。

そしてホームページを見ていましたら、校長先生が全体の前でお話するという機会はとれないかもしれませんが、校長先生のメッセージというのはすごく印象的な心を打つものが多くて、先生方でご相談されたかどうか分からないですけれども、とてもいい内容のものが多くありましたので、これ本当なら直接伝えてほしいのですけれども、是非、子どもたちがそれを見て感じとってほしいなというふうに。また保護者のほうからも伝えてほしいなと思いました。

それから別の話になりますが、大勢集まるのを避けるという意味で、学年で分けたりクラスで分けたり、またクラスの中を細かく分けたりというふうな方法をいろいろとっていらっしゃいますが、少し気になったのですけれど、2つの学校で女子と男子に分けているんですね。これが私にしてみたら違和感がありまして、名簿も男女混合ですし、分けやすいというのはあるのかもしれませんが、男女差別というか潜在的な役割分業のそういう分担観を植え付けるみたいなどころにつながるかもしれません。今回はこれをどうこうしろというのではなく、先生方にそういう意識を持っていただきたいなというふうに思いました。

○小町教育長 前田指導課長。

○前田指導課長 まず子どもたちの意欲に関してですが、当然、各校の校長先生方が一番子どもたちに会いたくて、子どもたちもどれだけ我慢してくれているかというところで思いを募らせてくれているところがございます。また校長先生方から伺うと、担任たちも子どもたちの顔を見たくて、見たくてしょうがないという中で、しっかりコロナウイルスと戦っていかなくてはいけないというところで日々過ごしているような状況でございますので、それぞれ

の子どもたちに対して温かな声かけをしてもらえるように、改めて確認をしていきたいと思っています。

また、分散登校のさせ方については、当たり前のことですが、田中委員のお言葉にもありましたように常に人権意識を忘れない形で、次回以降、誤解を招かないような形での分散登校の工夫というところで啓発していきたいと思っています。

○小町教育長 ほか、ございますか。伊藤委員。

○伊藤委員 先ほどのアンケートのところで、インターネット環境がないのにお答えがいただけたのはどういう環境で、どういうことか私は分からなかったのですが、携帯メールでということなのでしょうか。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 各学校で保護者の方がご登録いただいているメールを通じてご連絡していますので、それでご回答いただいていると認識しております。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(2)新型コロナウイルス感染症の対応について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報 告

(3) G I G Aスクール構想の国庫補助を活用した児童・生徒の1人1台パソコンの整備について

○小町教育長 続いて、2報告(3)G I G Aスクール構想の国庫補助を活用した児童・生徒の1人1台パソコンの整備について、を議題とします。

杉浦学務課長、説明をお願いいたします。

○杉浦学務課長 では私のほうから、G I G Aスクール構想の国庫補助を活用した児童・生徒の1人1台パソコンの整備について、ご説明をさせていただきます。

G I G Aスクール構想、本来であれば令和5年度までに1人1台パソコンの整備ということで話があったものですが、今般のコロナウイルスの感染症対策で学校が休業となっているので、いち早く取り組むようにということで2019年に閣議決定された補正予算から一気に加速度的に進んでいるような状況でございます。児童生徒、誰一人取り残すことがない公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びを実現する、ということで1人1台パソコンの整備を現在、庁内で調整を進めているところです。

1番にありますとおり、1人1台パソコンの効果としましては、児童・生徒一人ひとりの学習の進捗に合わせて、自ら主体的に補充・発展学習に取り組むことができるということが考えられます。また、夏季休業中や今回のような臨時休業中においても、映像コンテンツや担任による動画配信等の工夫によって、充実した学習指導や生活指導が行えるということが想定されます。またそれ以外にも、不登校傾向の児童・生徒が増加している中で、学校以外の

学習の場が提供できると考えております。

補助の概要になりますけれども、国は児童・生徒1人1台パソコンを整備する地方自治体に対して、令和2年度に限ってということで限定的になりまして、児童・生徒の3分の2に該当するパソコン1台当たり45,000円の補助を行うということです。

現在、複数の事業者からは、これらパソコンと教育用ソフトを合わせた45,000円のパッケージというのが多く出されております。またそれ以外にも応用パッケージといいまして、保守ですとかメンテナンス等を組み合わせたメニューも多数出されているところです。本市では国からパソコン8,200台分、約3億7千万円の補助が受けられるということを想定しております。残りの3分の1のパソコン整備については、4月22日に都に新たに補助金が成立いたしましたして、東京都市町村新型コロナウイルス感染症緊急対策特別交付金がございます、これが充当できるかどうかということで今調整をしているところです。

本市の対応としましては、このような国や都の補助金を最大限活用しまして、1人1台パソコンの整備をできるだけ早く進めるように現在調整を進めているところです。

説明は以上になります。

○小町教育長 説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

はい、田中委員。

○田中委員 今説明をいただいた中も含めて、改めてGIGAスクール構想の国庫補助を活用した児童・生徒1人1台パソコンの整備、学務課でお示しになったこの方向で、非常に大事であると思いますのでお進めいただきたいと思います。とりわけ1人1台のパソコンの効果については5点ほどお示しになっています。自ら主体的に補充・発展学習に取り組むこと含めて、保護者が子どもの学習状況を把握するという大事な教育効果があると私は思っております。したがって、ここでお示した方向で是非取り組んでいただけるとありがたいと思います。

特にこの中で、先ほどもご説明がありましたが、東京都の補助金を活用した要保護・準要保護世帯の支援も極めて重要な取組になるかと思っております。そこで1、2点質問をさせていただきたいのですが、1つは、本市の対応の中で、1人1台パソコンの整備をする方向で庁内調整を進めておられるようですが、この庁内での調整は今どの段階で、どのように進めておられるのかということでお尋ねします。

もう1点は、このGIGAスクール構想を進めるにあたっていろいろな課題がございまして、当面、このGIGAスクール構想を前倒して進めるわけですが、これを進める中で今このことが大きな課題である、課題についてお話いただいて、セキュリティあるいはシステムの問題等々あるかと思いますが、そのようなこと含めて課題があったら教えていただけるとありがたいと思います。よろしくご説明申し上げます。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 まず1点目の今後の見通しということですが、先ほどと同じように明

確なものはお示しはできないですが、現状、6月議会の補正予算として上げることを想定して進めております。状況としましては、1台当たり45,000円の補助金があるというものですけれど、それ単体では成り立たないものでありまして、どのような形でその単体が使えるのか、ソフト面のものもそうですし、その対応をまず組み立てていかなければいけないということで、この辺も各事業者にお問い合わせを行い、立川市で想定する最適なものを選ぶための手配を今進めているところです。もちろん補正予算が成り立った後で契約等に進むという予定ではございますけれども、現状、事業者から聞くところでは、端末自体が実際、入手できない、数が足りないということも耳にしております。立川市では8,200台用意をしたいと思っておりますが、それが実際にいつ用意できるかということも含めて、現在、調整をしているところです。

もう1点ご質問をいただきました今後の課題ですけれども、今申し上げたとおり、どのようなものを入れていくかということで、組み立てるところが大きなところではありますけれども、課題としましてはこの45,000円、1人当たりの補助金のみならず、応用的にそれを管理するツールですとか、また教員側のパソコンをどうするのか、そういった課題がございます。そういった上でやはり財政的な負担がかなり大きいので、この部分をどのように確保していくのか、これが一番大きな課題と認識をしております。

○小町教育長 田中委員。

○田中委員 私が気にしているものの一つに教員のパソコン、それも取り上げてしまうとかなり厳しいのではないかなと思っています。その辺りも含めて、今後は想定外の様々な課題が出ようかと思いますが、一つ一つ丁寧に進めていただくと同時に、様々ご苦勞をおかけしますが、このGIGAスクール構想が円滑にいくように是非よろしくお願い申し上げます。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 やはりこの機器を導入するにあたっては、お子さんにとって一番使い勝手がいいもの、そして学校現場で活用がしやすいもの、そういったものを十分に重視しながら進めていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。嶋田委員。

○嶋田委員 だいぶ現実味が帯びてきたかなとは思いますが、やはり実現には、まだ時間がかかるのかなとも思います。先ほどから前田指導課長が第2波、第3波がくるかもしれないというお話をされていますけれども、また長期休みに入ってしまったたり、学級閉鎖、学校閉鎖とか、個人的に出席停止になってしまったりする子も出てくるでしょうし、やはりオンライン学習ができるということは、できないよりもいいと思っておりますので、是非頑張って導入を進めていただければなと思っております。

家庭によっては操作があまり分からない保護者の方もいらっしゃるでしょうし、私も自分の子どもの勉強を極力見ないようにしています。それは家で見ると学校でたぶん先生の話の聞かなくなってしまうだろうなと思って、もう小学校1年生の時からそうしていますけれども、オンライン学習を自宅でやるとなったときに、家庭に丸投げをしないでいただき

たいなということは申し上げておきたいと思っています。学校で操作の仕方、立ち上げ方から教えていただいて、そして保護者が留守で、お仕事で、見られないご家庭もあると思いますし、ちゃんと自分の力で使えるようにというところを、学校にあるものをとりあえず使って教えていただいて、「子供の学びサイト」なども、それだけ言われても、そのどこに一体何が入っているのか実際見てみると分かりにくい面もありますので、しっかりとご指導いただければと思っております。よろしく願いいたします、

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 確かに新しいパソコン、端末が導入されると分かりづらい部分もあるかと思っています。ただ現在、基本パッケージで各事業者から提案されているものは、子ども向けに特化して分かりやすい使い勝手のものがかなり多く提唱されているものですので、十分そういった面に注意をしながら選んでいきたいと思っております。もちろん、この端末が導入されたから全てそれで学習をするということは全然想定しておりませんで、あくまでも学習のための一ツールというふうに考えておりますので、有効的に活用できるような体制をとれるように考えております。

また、もちろん家庭に全て丸投げするようなこともなくて、学校の中でその使い勝手を説明した中で子どもたちが自由に使えるような、そういう丁寧な説明を心がけていきたいと思っておりますので、ありがとうございました。

○小町教育長 ほか、ございますか。小林委員。

○小林委員 先ほど、庁内調整を進めているということで杉浦課長のお答えがありましたので、すごく言いにくくなってしまったのですが、今回の臨時休業期間のことを考えたら、とにかく今使いたい、早くしてください、それが言いたかったんです。

パソコンの効果というのがいろいろ挙げられています。資料2のところにも先ほどのところにもありましたし、今のGIGAスクールのプリントにもありますが、ただ、パソコンの使い方の一つに双方向というのがあります。ただ動画を観たり何か調べたりするのだったら一人でもできることですが、やはり大事なものは、人とコミュニケーションをとる、先生が学校の中でやっているように、パソコンを通じて子どもたちに語りかけるという、コミュニケーションができるという、そんな双方向の授業というのがとても魅力的だと思っています。特に今回のような状況の場合は必要なことですが、やはり実現するにはかなり難しいようですが、その辺のこと、構想があるのか、できるのかできないのか、お聞きしたいと思います。

○小町教育長 杉浦学務課長。

○杉浦学務課長 おっしゃられるとおり、いわゆる一方的な授業ではなく双方向で行えることがより望ましいというのは十分わかります。その中で実際整備される端末とか環境にもかなり影響がされるものだと思っております。動画等のやりとりになりますと容量もかなり大きくなりますので、そういったものが耐え得る環境が用意できるのか、いきなりというのはなかなか難しいかもしれませんので、徐々にステップアップを考えながら使える環境を進め

ていければと思っております。とにかく早くというお気持ちは十分承知の上ですので、可能な限り対応を進めていきたいと思っております。

○小町教育長 ほか、ございますか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○小町教育長 ないようでございます。これで報告(3)G I G Aスクール構想の国庫補助を活用した児童・生徒の1人1台パソコンの整備について、の報告及び質疑を終了いたします。

○小町教育長 続きまして、その他に入ります。

その他はないようでございます。

◎閉会の辞

○小町教育長 それでは次回の日程を確認いたします。次回、第10回立川市教育委員会定例会は、令和2年5月29日金曜日、午後1時から、208・209会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和2年第9回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後2時59分

署名委員

.....

教育長